

○羽鳥生活衛生課長補佐 それでは、定刻となりましたので、ただいまより第41回「厚生科学審議会生活衛生適正化分科会」を開催させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、御多忙のところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本分科会はオンライン併用ですので、一部の委員はオンラインでの参加となっております。

また、本日の会議は、あらかじめ事務局より傍聴を希望された方を対象に音声のみの傍聴という形で行っております。そのため、御発言の際は、マイクを近づけていただいた上で、お名前を名乗っていただき、できるだけ大きな声で御発言いただき、御発言時はマイクを御使用いただき、発言されない際はマイクを切るよう御協力をお願いいたします。

傍聴される方におかれましては、開催案内の際に御連絡している「傍聴される皆様へのお願い」事項の遵守をお願いいたします。

本日の出席状況について御報告をさせていただきます。伊藤委員、片山委員、松島委員、松野委員、松山委員、吉井委員から御欠席の旨連絡をいただいております。

また、友岡委員におかれましては、途中で御退席されると御連絡をいただいております。

また、小林委員におかれましては、遅れて御参加いただけるという御連絡をいただいております。

本日、委員総数24名中18名の委員の出席をいただいておりますので、厚生科学審議会令第7条第1項の規定により、本日の会議が成立したことを報告させていただきます。

なお、本日より委員に御参画いただいております委員を御紹介させていただきます。

伊藤素近委員。本日御欠席となっております。

小倉正基委員。全国クリーニング生活衛生同業組合連合会副会長でいらっしゃいます。

○小倉委員 小倉です。よろしく申し上げます。

○羽鳥生活衛生課長補佐 鴨志田夏希委員。サービス・ツーリズム産業労働組合連合会中央執行委員でいらっしゃいます。

○鴨志田委員 鴨志田と申します。よろしく申し上げます。

○羽鳥生活衛生課長補佐 また、今回の審議に当たっては、参考人として3名の御出席をいただいております。

日本政策金融公庫国民生活事業部生活衛生融資部、中村裕一郎部長。

○中村参考人 中村です。どうぞよろしく申し上げます。

○羽鳥生活衛生課長補佐 全日本美容業生活衛生同業組合連合会、原恒子理事長代行。

○原参考人 原でございます。よろしく申し上げます。

○羽鳥生活衛生課長補佐 全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会、原田健児事務局次長。

○原田参考人 原田と申します。よろしく申し上げます。

○羽鳥生活衛生課長補佐 続きまして、会議に先立ちまして健康・生活衛生局長の大坪局長から御挨拶を申し上げます。

○大坪健康・生活衛生局長 健康・生活衛生局長の大坪でございます。本日もまたお忙しいところ御参画いただきまして、誠にありがとうございます。

一言御挨拶ということで、先んじてお話を申し上げます。これまでコロナの影響が長く続きまして、そんな中、足元の物価の高騰、こういったことも起こっております中で、生活衛生関係の事業者の皆様は、厳しい状況の中でいろいろと御苦労がごありのことと承知しております。

厚生労働省では先日閣議決定をいただきました新たな総合経済対策におきましても、生活衛生関係業者の皆様方を含む中小企業の経営改善、また、事業の再生支援や資金繰り支援、こういったことを進めていくこととしております。

また、全国生活衛生営業指導センターや日本政策金融公庫などとも引き続き連携を図りながら、業務回復に向けた支援を我々の局としても進めてまいりたいと考えております。

本日の分科会でございますけれども、生活衛生関係営業のうち、理容業と美容業及びクリーニング業の振興指針の改正に関する御審議をお願いしたいと考えております。

また、先日、さきの国会で成立いたしました旅館業法の改正法についても進捗状況等々、御報告をさせていただきたいと思っております。

本日御審議いただきます振興指針でございますけれども、生活衛生関係営業の振興を計画的に推進し、公衆衛生の向上及び増進を図り、併せて利用者または消費者の利益の増進に資するために策定する極めて重要なものでございます。それぞれの業界の委員の皆様から業界の現状などについて御報告をいただきつつ、様々なお立場から忌憚のない御意見をいただけたらと思っておりますので、本日はどうぞよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

○羽鳥生活衛生課長補佐 続きまして、厚生労働省の事務局の出席者を御紹介させていただきます。

今ほど御挨拶させていただいた大坪健康・生活衛生局長です。

○大坪健康・生活衛生局長 よろしく申し上げます。

○羽鳥生活衛生課長補佐 続いて、諏訪生活衛生課長ですが、前の公務が遅れておりました、遅れて参上いたします。

森田食品安全監視課長です。

○森田食品安全監視課長 よろしく申し上げます。

○羽鳥生活衛生課長補佐 竹中生活衛生課長補佐です。

○竹中生活衛生課長補佐 よろしく申し上げます。

○羽鳥生活衛生課長補佐 同じく生活衛生課長補佐の羽鳥でございます。本日はよろしくお願いいたします。

それでは、この後の進行につきましては芳賀会長をお願いしたいと思います。よろしく

お願いいたします。

○芳賀分科会長 皆様、こんにちは。分科会長を務めさせていただきます芳賀でございます。これから進行役をさせていただきますので、御協力いただけますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速本日の議事に入りたいと思います。

初めに、事務局より資料の確認をお願いします。

○羽鳥生活衛生課長補佐 資料の確認をさせていただきます。お手元にお配りさせていただいております。また、オンラインの先生方には既にお送りさせていただいておりますが、まず議事次第、次に委員名簿、次に座席表がございまして、続いて、資料1から8までと参考資料1から11までがございまして、資料1が「生活衛生関係営業振興指針（理容業、美容業及びクリーニング業）の改正について」という1枚紙になります。資料2「理容業の振興指針新旧対照表素案」ということで、横表の素案がございまして。資料3「理容業の現況について」ということで、右肩に資料3と振ってあります。資料4「美容業の振興指針新旧対照表素案」ということで、横表の資料になっております。資料5「美容業の現況について」、右肩に資料5とさせていただいている縦紙がございまして。資料6「クリーニング業の振興指針新旧対照表素案」ということで、こちらも横表でございまして。資料7「クリーニング業の現況について」、右肩に資料7と付させていただいている縦紙になります。資料8、こちらが本日の報告事項になりますが、「旅館業法等改正法について」、横紙の資料になります。

続いて、参考資料になります。参考資料1として縦紙の資料で、「振興指針及び生活衛生適正化分科会に関する関係法令」ということでございまして。参考資料2「振興指針改正に係る諮問書及び付議書」ということで、両面の1枚紙の縦紙になります。参考資料3「改正旅館業法の円滑な施行に向けた検討会とりまとめ資料」ということで、縦紙の資料になります。続いて、参考資料4「旅館業の施設において特定感染症の感染防止に必要な協力の求めを行う場合の留意事項並びに宿泊拒否制限及び差別防止に関する指針（案）（とりまとめ時からの修正履歴無し）」という縦紙のものになります。参考資料5は「旅館業の施設において特定感染症の感染防止に必要な協力の求めを行う場合の留意事項並びに宿泊拒否制限及び差別防止に関する指針（案）（とりまとめ時からの修正履歴有り）」と書いてあるものになります。参考資料6「旅館業法施行規則等の一部を改正する省令の公布等について（令和5年8月3日生食発0803第1号）」という縦紙の資料になります。参考資料7「旅館業法施行規則等の一部を改正する省令の公布等について（令和5年8月3日付け事務連絡）」ということで、縦紙の1枚紙になります。参考資料8「生活衛生関係営業等について」ということで、横紙の1枚紙になります。参考資料9「生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律新旧対照条文」ということで、縦紙の表になっております。参考資料10「生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律三段表」

という形で、縦の表になっております。最後に、参考資料11「旅館業法等改正法に関する参照条文」ということで、縦紙の資料になっております。

以上、過不足等ありましたら、事務局にお申しつけください。

以上になります。

○芳賀分科会長 ありがとうございます。

かなりすごい量の資料ですけれども、いかがですか。そろっていますか。大丈夫でしょうか。もし不足等ありましたら、後でも言ってください。

それでは、次第に従って議事を進めていきたいと思えます。まず、議題（1）「理容業、美容業及びクリーニング業の振興指針改正について」、事務局より資料1、2、4、6の御説明をお願いします。

○羽鳥生活衛生課長補佐 ありがとうございます。

引き続き、事務局から御説明をさせていただきます。

事務局より資料1、資料2、資料4及び資料6について御説明をさせていただきます。本日は理容業、美容業、クリーニング業の3業種について、振興指針の改正を御審議いただきます。それに先立ちまして、資料1で振興指針の位置づけ、振興指針の見直しの方針について御説明をさせていただきます。後ほど今回改正の3業種の委員から御発言をいただきますが、それぞれの業の現況についてあらかじめ事務局がお聞きし、その現況とともに、前回改正を行った際からの今回の見直しの方針により、資料2の理容業、資料4の美容業、資料6のクリーニング業の振興指針に新たに盛り込む必要がある事項などを記載した素案をお示しさせていただいております。

まず、振興指針について、振興指針の位置づけでございます。本指針は、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第56条の2に基づき、生活衛生関係営業の振興を計画的に推進して、公衆衛生の向上及び増進を図り、併せて利用者または消費者の利益の増進に資することを目的として策定されております。なお、本指針の策定に当たっては、当厚生科学審議会生活衛生適正化分科会にお諮りし、御審議いただき、策定等を進めることとなっております。

各生活衛生同業組合においては、当該振興指針を踏まえ、法第56条の3に基づき、振興計画の策定を行い、具体の振興に係る事業を実施いただくこととなっております。

なお、振興指針については、生活衛生関係の16業種の指針が策定されており、飲食業については、一般飲食業、中華料理業、料理業、社交業、喫茶店営業で1つの指針としております。

次に、今回の3業種の振興指針の見直しの方針についてでございますが、下の欄で振興指針の見直しの方針というところがございます。こちらは理容業、資料2と美容業、資料4、クリーニング業、資料6の振興指針改正の素案での主な改正箇所もお伝えさせていただきながら、御説明をさせていただきます。と思えます。

まず、1つ目の丸のところ、他業種の改正時に反映されている内容について、理容業、

美容業及びクリーニング業の指針に反映させることとして、こちらは具体的には本年3月に改訂されております「飲食業」等の指針に盛り込まれましたSDGs、持続可能な開発目標についてです。今回改正の3業種の振興指針の「第五 営業の振興に際し配慮すべき事項」、こちらは理容業、美容業、クリーニング業の3業種の振興指針の新旧対照表になりますが、資料2、資料4、資料6ではそれぞれ30ページに追記をさせていただいております。

「第四 業の振興の目標を達成するために必要な事項」の「二 営業者に対する支援に関する事項」の「1 組合及び連合会による営業者の支援」の「(7) 事業の共同化及び協業化に関する事項」につきまして、こちらも他の業種と同様に、事業の共同化や協業化に関する記載を追加するなどの改正を行いたいと思っております。

次に、理容業、美容業及びクリーニング業の3業種の指針のいずれかに記載がある事項について、生活衛生関係営業に共通で求められる事項として、原則的に他の指針にも同様に盛り込ませていただく形と考えております。

具体的には、今回「理容業」の記載に倣いまして、「クリーニング業」の指針において「第四 クリーニング業の振興の目標を達成するために必要な事項」に「消費者のニーズやライフスタイルの変化等に対応した店づくり」、クリーニング業の振興指針、資料6の新旧対照表の21ページに項目を新たに追加させていただいております。

次に、現在の新たなトピックスについて、理容業、美容業及びクリーニング業の各指針に反映をさせることとして、1つ、旅館業法等改正法により事業譲渡に係る手続が整備されることにつきまして、3業種の指針に記載を追加させていただいております。

3業種の「第四 業の振興の目標を達成するために必要な事項」の「二 営業者に対する支援に関する事項」の「1 組合及び連合会による営業者の支援」の「(10) 事業の承継及び後継者育成支援に関する事項」につきまして追記をさせていただいております。

また、「第五 営業の振興に際し配慮すべき事項」の「3 地域との共生（地域コミュニティの再生及び強化（商店街の活性化））」の「3 日本公庫に期待される役割」などにも記載を追加させていただいております。

次に、令和3年に障害者差別解消法が改正されまして、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されることとなりました。こちらは令和6年4月施行になりますが、その関係で3業種の「第三 業の振興の目標に関する事項」の「一 営業者の直面する課題と地域社会から期待される役割」にも追記をさせていただき、「二 今後5年間における営業の振興の目標」の「2 経営方針の決定と消費者及び地域社会への貢献」の「(2) 高齢者、障害者及び子育て世帯等への配慮」にも記載をさせていただきます。

また、「第四 業の振興の目標を達成するために必要な事項」の「一 営業者の取組」の「2 経営課題への対処に関する事項」の「(2) サービスの見直し及び向上に関する事項」につきましても記載を追加させていただいております。

次に、新型コロナウイルス感染症について、感染症法上の位置づけが本年5月8日に5類感染症に移行したことによる感染症対策の変更について、こちらも3業種の「第三 業

の振興の目標に関する事項」の「二 今後5年間における営業の振興の目標」の「1 衛生問題への対応」に記載を追加させていただきまして、また、「第四 業の振興の目標を達成するために必要な事項」の「一 営業者の取組」の「1 衛生水準の向上に関する事項」の「(1) 日常の衛生管理に関する事項」に記載を追加させていただいております。

次に、物価高騰による営業者への影響や対応等について追加することなどについて、3業種の「第三 業の振興の目標に関する事項」の「一 営業者の直面する課題と地域社会から期待される役割」と「二 今後5年間における営業の振興の目標」の「2 経営方針の決定と消費者及び地域社会への貢献」などに記載を追加させていただいております。

以上が資料1の御説明となります。

次に、本日御審議をいただく資料2、資料4、資料6の振興指針の素案についてでございますが、この後、各業界から現状について御報告をいただき、それらを踏まえ、振興指針に反映すべき内容についてどういったことが考えられるかについて、さらに生活衛生関係営業者の課題、今後積極的に進めていくべき取組等で振興指針に反映すべき内容としてどういったことが考えられるかについて、御議論をいただきたいと考えております。

資料2、資料4、資料6のそれぞれの振興指針素案については、先ほどの資料1の御説明の際に触れながら御説明をさせていただきましたが、振興指針の構成のうち、「第一 営業を取り巻く状況」と「第二 前期の振興計画の実施状況」も振興指針の中に盛り込まれております。こちらは各種調査等や3業種における振興計画の実施状況について、令和4年度末までの実施状況を別途御報告いただく形で最新のデータに置き換えをさせていただいております。

また、「第三 業の振興の目標に関する事項」以降の記載につきましては、先ほどの御説明で触れさせていただいたとおり、他業種の振興指針で既に規定している事項について共通に必要な内容を盛り込ませていただきました。加えて、3つの振興指針、理容業、美容業、クリーニング業の間でも平仄を合わせて同様に追加すべき事項について取り入れをさせていただき、さらに現在の新たなトピックスについて、課題などについても修正を行わせていただくという形で見直しの方針とさせていただいております。

お時間の都合上、改正箇所についてはそれぞれ詳細な御説明は割愛をさせていただき資料を御確認いただければと思います。資料1、資料2、資料4及び資料6についての事務局からの御説明は以上となります。

○芳賀分科会長 ありがとうございました。

続いて、委員の皆様には御審議いただくに当たり、業界からの現状を御報告いただきます。この御報告を踏まえた上で、後ほど振興指針に反映すべき内容とか生活衛生関係営業者の課題、今後積極的に進めていくべき取組等で振興指針に反映すべき内容を御議論していただこうと思います。

それでは、まず各業界の現況につきまして、資料に沿って御報告をいただきたいと思っております。時間の都合上短くて恐縮なのですが、各業界からそれぞれ10分程度で御報告をいた

だければと思います。

それでは、まずは資料3「理容業の現況について」、大森委員より御報告をお願いいたします。

○大森委員 理容への審議をいただくことにつきまして御礼を申し上げます。大変忙しいところ誠にありがとうございます。

それでは、今、会長から説明があったとおり、我々業界の経営資源の弱みとか強みとか、そういったことから説明をさせていただけたらと思います。まず、強み・弱みありますが、理容業の弱みから申し上げますと、個人経営が非常に多いということでもあります。しかも1店か2店。特に1店経営の営業が非常に多いから、経営力が弱いということが言えようかと思っております。それから、平均年齢がだんだん高くなって、見る見るうちに日本の人口構造と同じように、推移しております、非常に高齢化が進んでおります。

それから、個人経営と言いましたけれども、1人だけ、1店だけとかいうことをお話ししましたが、そんなことで、家族経営といいましょうか、それに伴うところの後継者不足。日本全体がそういった労働力不足が出ておりますけれども、理容業も全くそのとおりであります。

理容業、高齢化と言いましたが、高齢者が多くなってまいりますとデジタル化が進みにくい。時代とともにデジタル化を取り入れて、予約システムとかいろいろなことを考えていきたいのですけれども、旗振れど、踊ってくれないといいますか、そういう問題を抱えておるのが大きな問題であると思っております。

それから、よい状況、取り巻く状況を言いますと、経営を自ら行っているということで、接客するために地域の人々に一番密着した店主である。一人一人が地域の方々と密着している。それが一つ言えようかと思えます。

そういうことは地域災害、大地震等々に対しても団結心が非常に強くて、ボランティア精神。助け合いということについては、恐らく他の団体が追従できないぐらい今日までも取り組んできましたし、そのような気持ちを持っているつもりであります。

それから、メニューは豊富にあります。けれども、昔からのなじみ客が多い。他の業種に比べても固定客というのは理容サロンでは多いように思っておりますが、これが今の競争社会の中で逆に競争しない。固定化しているというところに安心感もあるのでしょうか、非常に競争心が乏しいということで、これがマイナスになっているのかもしれない。

2ページ目をめくっていただきますと、今、少々いい面もあるのだけれども悪い面もあるよということをお話ししましたが、日本経済も動き始めたように思っておりますが、そんな中で私どもがどうしても売上げを上げていくことができないところの大きな問題、値上げが難しい状況。つまり、価格転嫁が難しい。低料金店がまちの隅々に。1,000円とか何とかというような価格の理容店等々が非常に多くなってしまして、これらが大きな原因として我々の問題には横たわっております。こういったことについて、私どもは、特に理容

料金はそういった低料金店に流されがちで、年金保障制度とか、いわゆる保険等々についてもなかなか掛けにくい、売上げが上がってこない、従業員が増えてこない、そういう状況で、世の中の流れと逆行した非常に大きな問題を抱えているというのがあります。

特に年金受給者の方々はやはり安い料金のところへ。ちょっとカットだけしたらいいわ、そういう方が増えております。これをどうこう言うつもりはありませんし、それも当たり前でしょうから、そのような大きな問題が横たわっているということで、時代の変化になじめず大変苦戦をしているということを2ページにおおむね記載しているつもりでございます。

3ページに移りますと、特に振興計画、5年に一度この振興計画を出させていただいて、そして公庫の融資等々を受けて、時代に合ったメニューを増やすとか、いろんなことに取り組むべき。特に若い理容師さん、女性理容師さん、こういった方々になじめるメニューを増やしていかなければ、この業界はもう衰退するのみでありますから、そういうことに心がけております。そういった意味においては、この振興計画、私どもは非常にありがたいものでありまして、これに基づいた、先ほど言いましたメニューを増やしていくということに全力を挙げたいと思っております。

そんな中で、特にお客さん方が求めるものが多様化してきておりますから、そういう意味においては、今年もメンズのメイクとかいろんな形をイベントで取り組んでおりますけれども、そういった時代の変化とともにお客様のニーズが変化しておりますから、それについていくべき努力を重ねているところであります。

衛生順守運動のことも触れさせていただきます。衛生については、これまで我々は、理容も美容もクリーニングもそうですが、お客様への約束事として安心・安全、衛生的な高度な技というのは世界に誇るものがありますけれども、これにつながっていると思っております。衛生順守運動については、組合または支部においても衛生講習会を、特にコロナ禍においては厳しかったのですが、それでも講習会を開いていこうということで続けましたから、衛生順守運動については業種の責務としてこれからも積極的に進めていきたいと思っております。

あとは私どもで現在進行しておりますのが、「1日を楽しく過ごすには理容店へ行こう」、そういうことをキャッチフレーズにしまして、1日すっきり楽しく過ごすには理容店へ行ってみようよと。ほかにも言えるとするならば、1か月を楽しく生きるには自動車を買おうとか、1年楽しく住むには家を建て替えようとか、改装しようとかいう言葉がつけられると思えますけれども、理容業では、「1日を楽しく過ごすためには理容店へ行こう」。こんなことで今、何とか活性化事業として取り組んでおります。ただ、後でも申し上げますが、これは一つの手段でありまして、目的ではありません。目的は、今の時代に合ったもうかる業、売上げを上げていくような取組をしていかなければいけない。

4ページ、取組が難しい事業であります。我々は技術ということについては技術至上主義といいますか、こういったことについては精いっぱい職人的、職人かたぎ、そういう



ものが拭い切れないものがあります。サービス面においてやや劣るのかなと思っております。今やサービス社会でありますから、どのようにお客さん方にサービス、気に入ってもらえて、にこやかな顔ができるか。職人かたぎだけではいけない。こういう問題が難しい事業として今、横たわっておりますが、サービスへの挑戦を考えていきたいと思っております。

それから、従業員の、社会保障制度。どうしても世の中の流れで、今、甘えてなかなかそういったものが掛けられないでおりますけれども、ここへ掛けられるようなことになるとなれば、やはり値上げということについてはもう避けられません。そうなりますと、価格の転嫁の難しいこの業界がどのようにしていくかということですが、目的に向かってひとつ頑張っていきたいと思っております。

最後に改善方法に触れさせていただきますと、メニューの多様化について先ほど申し上げましたけれども、新たなメニューをつくっていかねばいけない。今までどおりのメニューでは売上げは上がってきません。お客さんの満足度もあります、メニューも増やしていくし、お客さんの満足度も上げていかねばいけないと思っておりますし、デジタル化の必要。お客様の予約制度について、高齢者の方もまずそのことについて知ってもらって、一歩ずつということで、デジタル化も進めていきたい。自分のお店の強みをもっともっとデジタルで発表して、いけるようなことでいきたいと思っております。

特に今年の12月は予算委員会を私どもも開きますから、来年5月の総会に向けて新たな取組を生み出していきたいと思っております。大ざっぱな私のほうの説明にさせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○芳賀分科会長 丁寧な御報告ありがとうございました。

続きまして、資料5「美容業の現況について」、原参考人より御報告をお願いいたします。

○原参考人 お世話になっております。原でございます。

美容業の現況について、資料5を御覧いただけますでしょうか。説明させていただきます。業界（組合員）の経営環境についての業界の経営資源の強みについてでございます。少子化が進むことによって、各業種で人手不足が叫ばれ、深刻な事態を迎えている我が国ですが、美容業にあっては、この資料にありますように、毎年多くの人が美容学校を卒業し、美容師の国家試験を受けております。近年美容に対するお客様のニーズが多様化・高度化するとともに、使用する薬剤・器具などの進歩も著しく、美容師には高度な知識と技術力が以前にも増して求められています。

また、感染症に対する知見を備えておかなければならないことが今回のコロナウイルス感染拡大で明らかになったところでございます。お客様が全国どこの美容室を利用しても安心して利用いただけるためにも、美容師の資格制度は大変重要であると考えております。

美容師は美容技術の向上に常に関心を持っており、組合、メーカー、ディーラーなどが開催する様々な講習会に多くの美容師が参加しております。また、数多くの美容専門誌が

刊行されておりますが、その中でも技術や新しい薬剤の情報を掲載している雑誌は、多くの美容師に購読されており、最新のスタイル、技法、新しい薬剤の効果や取扱いについて勉強する意欲が高いところでございます。

業界の経営資源の弱みについてでございますが、美容室は零細な経営規模の店舗が大部分を占めて、世帯主が他の職業についている副業的経営の店舗も多くあります。組合員の高齢化が進み、若手組合員が増えないことにより、店舗や設備の改善、経営の近代化など、積極的に取り組めないこともあります。かねてより美容業には長時間労働、低賃金、社会保険の未加入も課題となっております。

美容学校を卒業して、美容師試験に合格しても、美容業に就労しないで他産業に就職したり、美容業に就労しても短期間で離職してしまうケースも多くあります。当連合会では個人経営の小規模店舗であっても健康保険、年金保険、雇用保険に全て加入することを推進しております。

業界を取り巻く環境のよい状況についてでございますが、消費者の美容に対する関心や需要は、ヘアスタイルだけではなく、エステ、ネイル、メイク、まつげエクステンション、着物着つけやブライダルなど様々でございます。機材や薬剤の進歩とともに技術の高度化も進展しており、美容関連の市場は今後も拡大することが期待されます。

先ほど業界の経営資源の強みでも御説明しましたが、美容師法に基づく美容師の資格制度や組合の衛生管理講習会などにより、衛生管理に対する消費者からの信頼があると考えております。

業界（組合員）を取り巻く環境の悪い状況についてでございますが、この資料にもありますとおり、全国には多くの美容室がございます。この数はコンビニエンスストアの4倍以上と言われており、世界的に見ても人口当たりの美容室の数は最も多いと言えるのではないのでしょうか。このため競争の激化を招き、消費者の賃金が上がらない中で、料金の価格競争が激しくなっております。写真スタジオなどによる美容サービスの提供、他業種からの美容業へ参入や、面貸しと言われる新たな営業形態も増加し、競争の激化に拍車をかけています。また、一般家庭向けの美容器具や薬剤が多数流通し、美容のセルフ化が進んでいることも美容室の利用減につながっております。こうしたことも従業員の待遇の改善が進まない要因の一つとなっております。

資料の裏側を開けていただいて、振興指針に定められた事業の取組状況でございますが、組合で策定する振興計画の作成に当たっての指導についてですが、美容連合会では、理事会、研修会、ブロック会議などを利用して振興指針の内容の周知、振興計画の作成について指導を行っております。毎月発行している連合会の機関誌でも事例の紹介も行っているところでございます。

支援事業の取組状況についてでございますが、連合会で各組合の指導者の養成と組合の技術等の向上に努めている事業を資料に記載しております。

また、組合は平成26年度に厚生労働省の後援を認めていただいた衛生管理講習会を定期

的に開催して、組合員は全員が受講することとしております。美容業にとって最も重要な衛生管理を生涯にわたって深める体制をつくっているところでございます。

以上の事業についてある程度の成果があったものと認識しております。

この管理講習を受講された方にはこういうステッカーを全員にお配りしております。(ステッカーを掲げて見せた。)店頭には貼られていらっしゃるものをお見かけした人はございますか。また見かけていただけたらと思います。

取組が難しい事業についてですが、取組が難しい事業と改善方策を資料に記載しております。長年の課題となっているのが諸外国に比べて格段に安いと言われている美容料金でございます。価格競争や消費者の節約志向の中で、材料費や光熱費の高騰など厳しい状況にあります。高い技術と丁寧なサービスは世界でも認められているところでございます。何とか提供する技術やサービスにふさわしい料金としていただいて、従業員の待遇改善や設備の近代化などを実現させたいと考えております。

この資料の最後に記しておりますが、かつて美容室に来店されていた方々が高齢などにより来店できなくなった場合、以前と変わらぬ施術を受けることを諦めるのではなく、送迎サービスや訪問美容によりお客様のニーズに対応することも必要でございます。このことは、御高齢の方や障害で身体が不自由になってしまった方も住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるために、美容業が積極的に貢献するという役割を担うことにつながると考えております。

今回の振興指針の改正を機に、美容連合会は各県組合と協力し、また関係団体とも連携を強化して、業の振興に結びつけるために様々な事業に頑張っていきたいと思っております。

委員の皆様の温かい御指導、何とぞよろしくお願い申し上げます、終わらせていただきます。ありがとうございました。

○芳賀分科会長 ありがとうございました。

それでは、続きまして、資料7「クリーニング業の現況について」、小倉委員より御報告をお願いいたします。

○小倉委員 クリーニング業の小倉でございます。よろしく申し上げます。

今回、振興指針の改正について審議の場をいただきましてありがとうございます。

まず、資料7を見ていただきましたら、裏表にたくさん書かれております。これを言っていれば物すごく時間がかかりますので、かいつまんで7点を私の言葉で伝えさせていただきたいと思います。すみません。関西から来ましたので思い切り関西弁ですので、その辺は御容赦ください。

まず、インターネットを用いた宅配型のクリーニングを請け負う方法、クリーニング方法の多様化というのが出てきています。一体どういうものかといいますと、インターネットを通じていわゆるクリーニングを仲介するという業者さん。実際にクリーニングは行わないけれども、クリーニングを仲介するという業者さんが出てきております。その集配、

収集・配達においては宅配業者を利用している。業の多様化というものが出てきておりません。

続いて、次に大きな問題なのですけれども、高齢化による影響が物すごく強いです。まず、デジタル化ですが、高齢者でありますから、キャッシュレス化や電子帳簿に関する対応に後れを取っております。

また、後継者がいないことによる廃業等。これも大きな問題となっております。

次に大きな問題として為替変動等、原油価格の影響が上がってきています。現在のようない円高と原油価格の高騰ですけれども、例えて言えば、ボイラー等に使用する燃料の上昇。そして原油から生成される洗剤、ドライクリーニングの液、ハンガー、カバーなどの仕入れ価格の上昇。これらは原油価格が下落をしても、ガソリンの価格みたいに下落することなく、高値を維持したままで止まっているというのが現状となっております。

続きまして、新型コロナウイルスによる売上げの減少ですが、昨今新型コロナウイルスによる影響はほぼなくなってきたと言われておりますけれども、当業界においてはその影響をまだ受けて売上げの低迷をしております。また、売上げと関連してきます利益のほうですが、最低賃金の上昇による利益の圧縮が問題になってきておりまして、価格転嫁ができない状況です。クリーニング業はなかなかクリーニング料金に価格転嫁しにくい。

原油価格の上昇、固定費の上昇、賃金の上昇によって純利益を押し下げているということが現状として上がってきております。

そして、地球環境に対する配慮というところになってきます。クリーニングに結構ケミカルなものを使いますので。ドライクリーニングに用いる溶剤による管理を徹底して、土壌汚染とか水質汚染に関する問題を解決していかななくてはならない。これは事業の承継にも結ばれていくところなので、していかななくてはならないところです。

あと、利用者の協力も必要なのですけれども、プラスチックハンガーの再利用なども考えて、今もやっておりますが、今後も推し進めていかななくてはならないなど。

そして、衣料をクリーニングすることはサステナブルであることを認識し、その向上に努めていくというところがございます。

そして、建築基準法の問題がございまして、48条の関係ですが、住宅地・商業地では設置できないドライクリーニングの溶液があります。それらを用いるための適合化や代替の方法の変換による対応というものを進めていかななくてはならないというのがクリーニングの現状でございます。

短いようですが、御清聴ありがとうございます。以上です。

○芳賀分科会長 ありがとうございます。

それでは、各業界から現況について御報告をいただきましたので、委員の皆様から資料1から7、それから御報告の内容を踏まえまして御意見や御質問をいただきたいと思っております。発言の際は挙手をした上で、オンライン参加の委員の方々は「手を上げる」ボタンで挙手の上、私が指名させていただきますので、御発言いただけますようお願いいたします。

それでは、御意見や御質問がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。では、大久保委員、お願いいたします。

○大久保委員 ありがとうございます。今、いろいろ御苦労されていること、また、強み・弱みなども伺わせていただきました。

私は立場上、感染症対策に関心を持っているものですから、少しお伺いしたい。重なるところもあるかもしれませんがお伺いしたいと思います。大体3年間ほどコロナの流行があって、皆様方、大変多くの御苦労をされたと思います。でも、コロナの流行で感染症対策への経験であるとか、それに対する意識が高まったのではないかと思います。コロナの流行は非常に不運でありましたが、ここで多くの教訓を得られたのではないかなと思っています。

この5月からはコロナが5類に移行されましたが、他の感染症と同様に自主的な取組により感染症対策を行っているとは思いますが、各業界では5類以降後の感染症対策というのはどのようになっていらっしゃるのでしょうか。現状をお聞かせいただければと思います。

以上です。

○芳賀分科会長 ありがとうございます。

これは各業種の委員の方に御回答いただきたいということですか。

○大久保委員。そうです。

○芳賀分科会長 では、大森委員からよろしいですか。

○大森委員 コロナ後ということだろうと思いますが、団体として物事を考えることと個店がそれぞれ目指すところ、2つ考えられると思います。1つには、私が呼びかけているのは、コロナ前に戻す考え方は駄目だぞと。政府のほうもそういうことをよく言っておりますが、コロナ後に対して、売上げをしっかりと上げていかなければ、もう取り残されてしまうよということで、個店の努力というのは、これから売上げが上がる方策をしっかりと何か条か取り上げて取り組みたいというのがまず。先ほど申し上げましたが、これから予算委員会、来年度に向かってやりますので、箇条書き的にこういうことをしたらどうだということをしっかりとこれから打ち出して行って、それに向かって取り組もうかと思っています。

団体として考えることについては、全国大会など、コロナ前の大会様式ではもう駄目だろうと。例えば出場選手も高齢化とともにだんだん減ってきましたから、ここらでそこをぶち破る。ピンチはチャンスではないかという捉え方をして、1つには例えば外国人をどんどん引き入れていく。そして外国と一緒に新たな大会の在り方を生み出そうとして一生懸命。今年も海外、中国辺りからも選手を招いて開きましたが、来年は東アジア全体に呼びかけて、来年の大会の一つの形にするということです。

これからの業界は海外交流、労働力不足にしっかりと対応できる業をつくっていかねばもう残っていけないのだろうという考え方を持っておりますので、地方自治体も恐らく

二極化するだろうという言い方もありますので、業としてもそのような思い切った方法に取り組んでいきたい。営業についても元へ戻すのではないよと。しっかりと新しいメニューを考えて、そして自分のお店の得意な分野をデジタル辺りでどんどん伸ばしていき、安い店があったとしても、そこには絶対に負けない。あそこへ行ったらこれをしてくれるというような個性あるお店づくり。それから先ほどの大会方法等々、団体として、また個店としてのアピールをこれから強く具体的に行っていきたいと思っております。

○芳賀分科会長 感染対策だけでなく、コロナ前に戻すのでなくてということですね。これをきっかけにということですね。

○大森委員 感染対策については、コロナはウィズコロナ、ポストコロナになっていくだろうけれども、全国の保健所辺りに私どもが申し入れているのは、感染症全般にわたっての講習とか、また違った意味の講師派遣をあえて今年からお願いします。新たな衛生順守運動の講習会を開こうと思っております。

○芳賀分科会長 ありがとうございます。

美容のほうはいかがですか。

○原参考人 組合はふだんから衛生管理講習会をやっております。ですから、この講習会をずっとしていたおかげでコロナのときも最低限に感染症を抑えられたのではないかと思っております。

○芳賀分科会長 ありがとうございます。

コロナ中とポストコロナで、終わってからで感染対策の変更とかありますか。

○原参考人 同じです。

○芳賀分科会長 では、同じ水準を維持してきているということですね。

○原参考人 はい。ですから、それこそ5類になってからまたコロナになったという人が増えているような感じがしますね。ですから、ずっと同じです。

○芳賀分科会長 分かりました。ありがとうございます。

○原参考人 衛生は私たちが絶対守っていかなければいけないことですので。

○芳賀分科会長 ありがとうございます。

それでは、クリーニング、小倉委員、いかがでしょう。

○小倉委員 クリーニングですけれども、大森委員が言われましたように、団体と個人という部分に分かれてくると思うのです。連合会としては、つくりましたガイドラインを第5類についてもそのまま遵守していくということ、守ってくださいということで、各個人店、お店のほうに指導はしております。各個人店、各店舗によってそれがどうなっているのかというところですが、ほぼ同じように第5類に移行する前の状況を保っているというのが現状でございます。これでよろしいでしょうか。

○芳賀分科会長 ありがとうございます。

大久保委員、回答いただきましたけれども、いかがでしょうか。

○大森委員 これ、今言った理容も美容も一緒だと思うのです。やはり感染症対策。1つにはインフルエンザ。コロナが決して減っているわけではない。インフルエンザがかなりの大問題になってきておりますから、これから冬に向かって。ですから、ウイルスに対しては、感染症対策というのを講習会ではしっかりと続けてやっていくことが必要だと思うのです。

衛生順守運動で講習を受けた、先ほどステッカーを見せられた。そういうものを掲示して、安心につながってやっていけると思っています。

○芳賀分科会長 ありがとうございます。

コロナをきっかけに、一般消費者の感染に対する、あるいは衛生に対する意識はすごい高くなったので、それがスタンダードになってしまったということなので、元に戻すという意味ではないということですね。

○大森委員 ないです。

○芳賀分科会長 ありがとうございます。

大久保委員、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○大久保委員 どうもありがとうございました。

コロナの流行という非常に不運なことがありましたけれども、今までどおりの感染症対策がより強化されて、高い意識を持っていただくことは大変大切なことだと思ひまして、引き続き感染症対策には手を抜かないで進めていっていただければと思います。

以上です。ありがとうございました。

○芳賀分科会長 ありがとうございます。

ほかの委員の先生方から御意見、御質問等、いかがでしょうか。それでは、小形委員、お願いします。

○小形委員 振興指針見直しの方針のところでもって、高齢者、障害者、子育て世帯への配慮として合理的配慮の提供というのが義務化されて、令和6年4月より施行されるということですが、「義務」という言葉は非常に重い言葉でございまして、「義務化」ということは抽象的で少し分かりづらいので、具体的には、例えば立地条件によってバリアフリーとかトイレの改装とか、そういうのもしなければならぬのしょうけれども、障害者用品というのはとても高価だったりします。その資金の問題とか、あと、障害者によるクレームとかそういうのが起こった場合に、事業者の責務としてどういう振興指針を作成していけばいいのかということを示し説明していただきたいなと思ひます。御意見、いかがでしょうか。

○芳賀分科会長 ありがとうございます。

これは事務局に回答していただくという形で、お願いします。

○羽鳥生活衛生課長補佐 事務局の羽鳥でございます。

御質問ありがとうございます。今、御質問の関係は、令和3年に障害者差別解消法が改正されて、事業者による障害のある方への合理的配慮の提供を義務化するということ、令

和6年4月施行でございますけれども、その部分の御質問と考えます。

合理的配慮というところでございますが、おっしゃられるように、今ある資源、また、資源の無い中で、ハード面は障害のある方の御要望に応じて、すぐに何かハードの整備を直ぐにさせていただくというところの義務化ではなくて、引き続き設備や店舗を改装する際にはそういった視点を持ってやっていただくというところは十分配慮いただくというところにはなるのですが、ここでの合理的配慮というのは、今ある資源の中でどこまで障害のある方の御意見等を伺いながらできるかというところがポイントになっておりまして、社会的なバリアを取り除くために必要な対応というところで、まず障害のある方と事業者の方が対話を重ねていただいて、共に解決策を検討していくというところが重要でございます、建設的な対話を行っていただくことをお願いするものになります。

例えば、障害のある方が入店する際に、入りたいが車椅子での入店というところで、車椅子は入れないのでお断りということではなくて、そこでお話を聞いた際に、設備がなくても合理的に段差を解消するような手だてができたり、また、障害の程度でもどのような対応ができるかというところもありますので、障害のある方の御意見を聞きながら、そして事業所にある資源の中で、人為的な体制もございますので、どこまで何ができるかを対話をしながらやっていただくというところがまさに合理的配慮という概念の部分になりますので、そういった対応が求められてくるというところになります。

○芳賀分科会長 ありがとうございます。

小形委員、このような回答でしたけれども、いかがでしょうか。

○小形委員 そうすると、先ほど理容さんがおっしゃっていた、例えば訪問してサービスをするとか、そういう形の提供。要するに、設備とかそういうことに限らないということで理解してよろしいのでしょうか。

○羽鳥生活衛生課長補佐 まさにそういったお話もございます。障害のある方の御意見等、おっしゃられていることに寄り添って考えた際に、そういったところができる可能性があるのであれば、やっていただくことが合理的配慮と考えられると思います。

○小形委員 承知いたしました。

○大森委員 出てこられない方のところへ訪問するというのはいいのですが、大事なのは、公庫さんから借入れをして、少なくとも段差が少し直せるとか。特にトイレなどは、障害者、車椅子の方々は非常に求めているのです。どこそこのお店ではトイレが使えるよと言ったら、繁盛店にもなるのです。そのぐらいこのバリアフリーの件は国土交通省辺りも遅いのです。前は補助金も出ていたのです。理美容店で段差をなくするためのスロープにしてくれと言ったら、これぐらい費用を出しましょうというのがあったのです。いつの間にかそれが消えているのです。それはもちろん市町村とかいろんなところに委ねた補助金でもあったのです。、世界に誇れる福祉国家をつくるためには、国も一体になって補助金もつける。それから公庫辺りもそれについては振興指針、計画の中でどうぞお使いくださいというのは項目に入れてでも。この業種が取り組む姿勢を見せないと。それが日本



のリーダーになれる業種であるぐらいのことは述べていくべきでしょうね。と思いますよ。お店づくりも兼ねて。

○芳賀分科会長 ありがとうございます。

それでは、ほかの委員の方から御質問、御意見等。若月委員、お願いします。

○若月委員 主婦連合会の若月です。

クリーニング業の振興指針のことについて、小さなことも含めて5件ほど質問させていただきます。

まず、書きぶりですが、振興指針の2ページ、中段辺りに「客単価の減少」という表現がありますが、単価というのは、減少でなくて、低下となるのではないかと思います。資料6、振興指針のほうです。

○芳賀分科会長 2ページですか。

○若月委員 そうです。2ページの真ん中ぐらいのところに「客単価の減少」と書いてあります。理容と美容は「単価の低下」と書いてありますので、「低下」のほうがびんとくるかなと思いました。もし御事情があるのであれば、そんなにぎりぎり言うわけではないのですけれども。

続いて、同じ資料の4ページに廃業が多いという話載っていて、30%ぐらいあると書いてあるのですけれども、新しいほうでは廃業については全く触れられていません。30%と言うと相当な廃業率だと思うし、確かにどんどん減っているみたいなので、これを今回省いたということは何か理由があるのでしょうか。というのが2つ目です。

3つ目は、ランドリーというのですか、家庭の洗濯物を回収して洗って、それをきれいに畳んでまた返すという業態があるようです。私の住まいの近所にもありますが、この振興指針の中にそれを規制するものが含まれているのでしょうかという質問です。

加えて、クリーニング業界でもSDGsに取り組んでいらっしゃるというのはよく分かって、ハンガーの回収は知っているのですが、洗濯物にかかってくるポリ包装は、今は自治体によっては資源ごみとして回収されるのですけれども、それは一応「プラ」と記載があるものと書いてあるので、これはポリ（プラスチックごみ）だろうなとは思いますがプラごみとして分別して処分していいのか、特に「プラ」の記載がないのでこれは燃えるごみとするのか、いつも迷うのですが、その辺について、いや、実はもう対応をしていて、新しいものには「プラ」と書いてありますよとか、その辺のことはいかがでしょうか。

最後ですが、インバウンド需要への配慮というのがあったのですけれども、私の住んでいるところを見ても、今、海外からたくさんいらしているなと思うのですが、実際にそういう需要が増えているという動きがあるのでしょうか。教えていただけたらと思います。

以上です。

○芳賀分科会長 質問は全部で5つですか。

○若月委員 そうです。

○芳賀分科会長 最初の3つは事務局からお答えいただいでよろしいですか。

○若月委員 はい。

○羽鳥生活衛生課長補佐 事務局の羽鳥でございます。

委員がおっしゃられるページ数、クリーニング業の2のところの「客単価の減少」については、この調査の出典が生活衛生関係営業経営状況調査になりますので、そちらのほうで「減少」という言葉で統一されているのか、「低下」として統一されているのかというのを改めて確認させていただきまして、平仄をそろえさせていただきたいと思います。

4 ページ、廃業の関係のところ、御意見を頂戴しまして、ここは営業者が考える今後の経営方針としての部分で、先ほどと同調査の全国生活衛生営業指導センターの調査でございますが、前回の上位の部分でいくと、廃業30.5%というところがあったところですが、今回の経営の方針として考えると、上位の割合を占めてきているところ、「価格の再設定90.4%」「接客サービスの向上85.2%」とか、そういったところを出させていただいているところでございます。ですので、実態調査として何か考え方の変更を行っているということではなく、経営の方針というところで、現在の課題とされている部分で大きな割合を占める部分というところで業界の状況を記載させていただいたというところでございます。

3点目をもう一度よろしいでしょうか。

○若月委員 ランドリー。特定の袋みたいなものを買って、家庭でそれに洗濯物を入れてもらって、それを回収してお洗濯をして、きれいに畳んでまた返すというサービスがあるのですけれども、それはこの振興指針の中の網に引っかかってくるのか、それとも全然違うところで規制されているのか、その辺を知りたかったのですが。

○諏訪生活衛生課長 生活衛生課長でございます。

今、委員が御指摘いただいているのは、例えばロッカーなどに衣類を所定の袋に入れて預けて、それが終了した後、またそのロッカー経由で返されるとか、そういう業態のものでしょうか。

○若月委員 お尋ねしているのはそのやり方ではなくて、個人、法人でもあるようですが、専用バッグがあり、使う頻度に応じて一月幾らという契約をするというものです。名前を言ってしまうと、しろふわ便というところですが、洗濯物はいったバッグを回収、洗濯して、きれいに畳んで戻しているのですけれども、衛生面とかどうなのだろうなと思いましたが、実際にはいろいろなことを皆さんが考えて厳しく規制されていると思うのですが、いわゆるクリーニング店とはちょっと違うので、これは範囲外のクリーニングなのですか。

○諏訪生活衛生課長 ありがとうございます。

実際従来の受渡しあるいは商品の引き渡しを店頭でやる形態だけではなくて、先ほどロッカーと申しあげましたけれども、無人のところにお預けいただいて、それを処理をした上で返されると。そのような業態も今、出てきていると承知してございますが、業として洗濯物を処理をする形態を取られている場合については、基本的には私どもとしてはクリ

ーニング業法の適用を受けるものと承知してございまして、そういった場合にも業として届出をまずはいただくということが必要な形態ではないかと考えてございしますが、もしよろしければ、また改めて委員のほうに事情をお伺いいたしまして、また補足的な説明のほうはさせていただければと思います。よろしく願いいたします。

○芳賀分科会長 ありがとうございます。

この新業態についても小倉委員から御存じのことがあれば。あと、4番目のポリの袋の件にどう対応しているのか。5番目がインバウンド対応をどうされているのかという御質問だったと思うのですが、御存じの範囲でお答えいただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○小倉委員 まず、ポリ包装の関係ですが、スーパーで食品などを販売しているお肉とかお魚とか、サランラップみたいなもので巻いている、あれと同じような状態のものでありますので、サランラップにポリか何かというマークは入っていないと思うのですが、そのもの自体にも入っていないと思いますが、どちらで出すかという部分については、まずポリだけというものもありますし、紙という方法もありますし、いろんな形態の包装方法があります。片面が透明であって、片面が不織布。両面が不織布というものがありますので、どちらかという回収資源でないという考えでしていただければありがたいかなと思います。

インバウンドへの配慮ですけれども、急激にインバウンドが増えてきましたので、今後対応をしていかなくてはいけない。いわゆる言葉の問題もありますので、そういうことも含めてインバウンド対応を今後していかなくてはいけないと思っております。

よろしいでしょうか。

○芳賀分科会長 ありがとうございます。

若月委員、よろしいでしょうか。

○若月委員 分かりました。ありがとうございます。

ポリ包装ですが、サランラップは箱に「プラ」と書いてあるので、プラごみで捨てるのですけれども、すごく難しい問題もあるかと思うのですが、割と量、かさがあるので、これを単にごみに捨てるのでなくてということができればいいなと思っていますので、今すぐにどうこうはできないかもしれませんが、また御検討いただけたらと思います。

以上です。ありがとうございます。

○芳賀分科会長 どうもありがとうございました。

ほかに委員の先生方から何か御意見、御質問等ございませんでしょうか。橋場委員、お願いします。

○橋場委員 日本消費者協会の橋場でございます。

消費生活センターに件数はさほど多くはないのですが、ある程度の割合でクリーニングについての苦情というか、相談が入ってまいりまして、自分が大切な衣類なのでプロの手で洗ってもらいたいということで出される方。それでトラブルになって相談という

ことになるのですが、指針であるように、受け取り時に丁寧に説明していただくということもトラブルを防ぐ上での有効な方法かなとも考えております。

そして、先ほど廃業が多いという意見もありましたけれども、その中で消費生活センターに入ってきた相談で廃業先のところと連絡が取れないという相談も何件かあります。そういった点では意見ということになるのですけれども、丁寧な対応をしていただければということで、ちょっと述べさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○芳賀分科会長 ありがとうございます。

これは御意見ということでいただいております。次の振興指針の修正案を考えると、きもまた考慮いただくということで、お預かりいたします。ありがとうございます。

○橋場委員 よろしく願いいたします。

○芳賀分科会長 そのほか、いかがでしょうか。若月委員は消えていないだけですか。

○若月委員 もう一回。今度は資料4の美容業のことで、振興指針の3ページに消費動向というのがあって、いろいろ数字が書いてあるのですけれども、例えば「パーマメント代の平均支出額は2,376円」と書いてあるのですが、これは年間ということはないですね。どういう単位での支出額か分かりますか。3ページです。

○芳賀分科会長 パーマメント代の平均支出額ですか。

○若月委員 はい。「1世帯当たりの」と書いてあるのですが、1世帯当たり1回の支出額ですか。

○芳賀分科会長 家計調査なので、1回ですよ。

○原参考人 これは国の調査ですので。

○羽鳥生活衛生課長補佐 羽鳥でございます。

平均支出額というのが、1回当たりということで支出した場合に今、どれぐらいの金額になっているかというところで調査をされているものであります。

○若月委員 そういうことなのですね。

それと、カット代のほうが5,790円というのは分かるのですが、パーマメントのほうが安いのですか。普通だと逆のような気がしたのです。すみません。細かいことを聞いて申し訳ないのですけれども。単純に数字を出してくるとこうなったということになりますか。

○羽鳥生活衛生課長補佐 そうです。何か調整をしているものではなく、総務省の家計調査報告のほうからの出典になります。前回の数字と金額の差異が、前回4,280円で、今回2,376円というところもあり大きいので、一度確認をさせていただいて、必要であれば修正をさせていただきたいと思います。

○若月委員 分かりました。

あと、もし1回当たりということであれば、それが分かるように書いておいていただければ、わざわざこういう質問もしないかなと思いましたが、ちょっとお考えいただければと思います。よろしく願いいたします。

○芳賀分科会長 御指摘ありがとうございます。

それでは、事務局でまた改めて確認していただいて、もし間違っていたら修正させていただくということにさせていただきたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

特にありませんね。ありがとうございました。

御意見もほぼほぼ出尽くしたかと思しますので、事務局におかれましては、本日いただいた意見などを踏まえ、振興指針の改正案を修正していただきますようお願いいたします。

その上で、次回の分科会において修正案を確認し、取りまとめを行いたいと思います。

続きまして、報告事項に移りたいと思います。報告事項「旅館業法等改正法について」、事務局より資料8の説明をお願いします。

○竹中生活衛生課長補佐 事務局の竹中でございます。

資料8に沿いまして説明させていただきます。旅館業法等改正法についてでございます。

おめぐりいただいて、1ページ目が旅館業法の概要等についてでございます。真ん中辺りで目的規定ということで法第1条を入れておりまして、旅館業法の目的としましては、下線部のとおり、旅館業の健全な発達を図るとともに、公衆衛生及び国民生活の向上に寄与することということでございます。

その他、旅館業法には様々な規定がありますが、資料の左下から2番目に「宿泊拒否の制限（第5条）」というものがございます。この詳細につきましては次の2ページ目のほうを御覧いただきたいと思います。一番上が改正前の旅館業法第5条でありまして、条文を載せておりますが、営業者は、1号から3号のいずれかに該当する場合を除いては、宿泊を拒んではならないとされております。御覧のとおり的事由でございまして、自由に宿泊を拒否できるということではありません。そういった中で、コロナ流行期にはコロナの症状を呈していてもマスク着用とか消毒などに応じない宿泊者の方もいらっしゃったということで、宿泊拒否もできないし、その対応も苦慮したという声が上がっていたところでございます。

続いて、3ページ目は改正法の公布までの経緯ということでございまして、先ほど申し上げたような対応に苦慮したという声も受けまして、令和3年8月から旅館業法の見直しに係る検討会が始まりまして、その取りまとめを受けて、法案を昨年10月に提出しております。

その法案の内容については、4ページ目のほうを御覧いただきたいと思います。提出した段階の法案であります。法案提出の段階では、真ん中の「改正の概要」という四角囲みの1の(1)の①のとおり、旅館業の施設におきまして、特定感染症、これは※印を打っていますが、その5行下ぐらいのところですけども、感染症法における一類感染症、エボラ出血熱のようなものですとか、あとは5類になる前のコロナとかがこの特定感染症に当たるというものでございます。また先ほどの①の文のほうに戻っていただきますと、特定感染症が国内で発生している期間に限りまして、旅館業の営業者としましては、その

下の黒ボツのとおり、宿泊者に対しまして、特定感染症の感染防止に必要な協力などを求めることができるということで、かつ正当な理由なくこれに応じないときは宿泊を拒むことができることとするというふうにされてきました。

また、その下のほうで③というのがございますが、これはカスタマーハラスメント対応の規定ですけれども、宿泊しようとする者が営業者に対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求を繰り返したときは、営業者は宿泊を拒むことができるというふうにしておりました。

ただ、これらの改正につきましては、患者等団体の方、もしくは障害者団体の方から恣意的な拒否につながるおそれがあるのではないかと、もしくは偏見差別を助長するのではないかとといったお声を頂戴していたところであります。

その下の2ボツ、生活衛生関係営業等の事業譲渡による営業者の地位の承継ということで、こちらには旅館業法に限らず、食品衛生法等々、8個の法律が併せて措置されることとしていますが、ここで中身のところのように、事業譲渡について、事業を譲り受けた者は、これまでは新たに許可の取得などが必要だったところを、今後は合併、分割、相続と同様に、新たに許可の取得等を行うことなく、営業者の地位を承継することとするというふうにしておりました。ただ、この改正につきましても、改正によって手続が簡素化されて衛生水準が低下するのではないかとという声もあったところです。

こうした懸念を踏まえまして、提出された議員修正の案の概要が5ページ目でございます。この修正を反映しまして、法律として成立したのが6ページ目でございます。

6ページ目の中で申し上げれば、真ん中の「改正の趣旨」の1の(1)の①の協力の求めのところでありますが、ここは法案として提出していた段階と同様に、その特定感染症が国内で発生している期間に限って、営業者としましては、感染防止に必要な協力を求めることができるというのは引き続きあります。ただ、提出した法案段階とは違いまして、求めに応じないときの宿泊拒否事由は削除されております。なお、この協力の中身自体は政省令に落ちています。

その下の②のところは、議員修正があったわけではないのですが、宿泊拒否事由としまして、「伝染性の疾病にかかっていると明らかに認められるとき」というのが、これまでもありました。こういった規定については、伝染性の疾病というのがどういったものを指しているのかというのが曖昧ではないかという声もありまして、ここは「特定感染症の患者であるとき」と明確化するものであります。

③のところは、先ほども少し御説明したカスタマーハラスメント関係の規定ということでありますが、ここについては、要求の内容が具体的にどういったものなのかが分かるように、「厚生労働省令で定めるもの」が議員修正で入りまして、この省令の具体を検討する中で、恣意的な宿泊拒否につながらないようにしていくというような意図のものでございます。

その下の(2)差別防止の更なる徹底等の①のところでありまして、これは旅館業の営業

者に対して研修の努力義務を課すものでございます。

その下の②から④については議員修正で加わったものでありますが、②は「営業者は、旅館業の公共性を踏まえ、かつ、宿泊しようとする者の状況等に配慮して、みだりに宿泊を拒むことがないようにする」とあります。これはどういうことかといいますと、先ほど上の1の(1)の②のところで申し上げたように、今後、特定感染症の患者であるときには宿泊を拒否できるということではあるのですが、仮に宿泊者が旅館業の施設の近くに入院できる場所、宿泊療養できる場所もない、自宅療養も難しいといった状況があるのであれば、みだりに宿泊を拒むことがないようにするといった趣旨のものでございます。

その次の2行目のところで「宿泊を拒む場合には、宿泊拒否事由のいずれかに該当するかどうかを客観的な事実に基づいて判断」と書いております。これも上の(1)の②の例で申し上げれば、「特定感染症の患者であるとき」というのは、事業者があなたは患者みたいですねと思えば拒否できるということではなく、あくまで医師の診断の結果として特定感染症の患者であるということが分かっていると。そういった客観的な事実に基づいて判断する趣旨のものでございます。

その次の③ですが、厚生労働大臣としましては、もろもろの有識者、もしくは利用者の方の意見を聞きまして、上のほうで申し上げた感染防止対策への協力の求めとか宿泊拒否事由などに関して、営業者が適切に対処するために必要な指針を定めるものとするところとされております。

④であります。営業者として、(1)②又は③というのが、今回の改正で新設もしくは改正した宿泊拒否事由なわけですが、そういったもののいずれかで宿泊を拒んだときは、その理由等を記録しておくものとするされました。

また、2の事業譲渡の部分ですが、①のところで書いているのは先ほど提出された法案のときと同じですけれども、②のところが議員修正で加わっておりまして、都道府県知事等としまして、当分の間、新しくつくられた事業譲渡の規定によってその地位を承継した者の業務の状況について、当該地位が承継された日から6か月を経過するまでの間において、少なくとも1回調査しなければならないとされたところであります。

また、施行期日であります。公布の日から起算して6か月を超えない範囲内ということで、12月13日を予定しています。

7ページ目のほうは衆議院でついた附帯決議でありまして、8ページ目のほうが参議院の附帯決議ということでございます。

8ページ目の参議院の附帯決議のほうで少しだけ言及させていただきますと、基本的にここで書いておりますのは、営業者の方が恣意的な運用をしないように指導等をしていくものであるということが書いてあると御理解いただければと思っておりますが、この中でも四のところです。旅館業法第四条の二第三項に基づく厚生労働大臣の意見聴取。これは感染防止対策の協力の求めの中身を決めるときの意見聴取の話ですが、そういったところでは、感染症患者、障害者等の旅館業の施設の利用者からも意見を聴取することというふうにし

れたところであります。

また、この附帯決議の中で言うと十三から十五が事業譲渡に関する附帯決議でございますが、例えば十四のところでございますと、「地位の承継後六月以内に少なくとも一回行わなければならないとされる都道府県知事等による業務の状況の調査について、承継後可能な限り速やかに実地検査を含めた必要な調査が行われるようにすること」とされているところでございます。

9ページ目は改正旅館業法における意見聴取に関する規定ということでありまして、かなり細かく書いてありますけれども、赤字で書いてある辺り、上のほうが感染防止対策の協力の求めの話ですし、下の「前二条に定める事項に関し」と書いてある辺りが指針に関してであります。こういったところについては意見聴取をするということが法定されているということでございます。

10ページ目のほうを御覧いただきたいと思っております。今ほど申し上げた意見聴取の規定も踏まえまして検討会を行ってまいりました。左側の2番の構成員のところでございますが、この中では旅館ホテル団体とか公衆衛生の専門家の方、もしくは患者等団体、もしくは障害者団体の方などにも参画いただきました。

右の3番の主な検討事項というところではありますが、感染防止対策への協力の内容をどうするかということ。2つ目の丸のところは、言わばカスタマーハラスメント関係の規定、カスタマーハラスメントを受けたときに宿泊拒否できると。その要件のところでございます。

その他、研修の努力義務なども含めて、政省令、指針で定める内容を検討するというものでございます。

右下のところ開催状況と今後の予定ということで記載しておりますが、この検討会につきましては今年の7月に第1回を行いまして、その後、意見聴取の中では、※印で書いてありますけれども、患者等団体とか障害者団体、高齢者等関係団体の方々から御意見を伺いました。今年の10月10日に第4回の検討会がございまして、それを経て取りまとめがなされたというところがございます。

取りまとめの本文自体については参考資料3のほうで入れておりますので、適宜参照いただければと思っております。

その後、パブリックコメントなどを経まして、今後の予定という部分でございますが、11月15日には政省令を公布し、指針の公表をするということと、12月13日には改正法を施行するという予定としております。

※印で書いてありますが、事業譲渡と宿泊者名簿につきましては、今年の8月3日に省令を公布して、通知を発出しているということでございます。

11ページは、この検討会で行ってきた意見聴取先などを書いております。

12ページ目からが検討会で取りまとめた内容についてでございます。大分大部なところもありますのでポイントだけかいつまんでと思っておりますが、左の上から2つ目のところではありますが、「政省令や指針の内容を踏まえて、営業者において改正法が適切に運用され、



不当な差別はあってはならないという前提の上に、宿泊者や従業者が守られ、旅館業の施設が誰もが気持ちよく過ごせる場となり、旅館業の事業活動の継続に資する環境の整備につながることを期待する」ということで、取りまとめで書いています。

あとは、右側の真ん中辺りで「4. その他」と記載していますが、1つ目の丸のところで「厚生労働省から都道府県等に対して、以下の内容について通知等で働きかけるべき」としては、1つ目の黒ポツであります。また、「都道府県等において、相談窓口を明確にした上で広報し、利用者側から不当な協力の求めや宿泊拒否がなされたとの申し出があった場合や営業者側から相談があった場合に、適切に相談に応じること」ということで書いております。

13ページ目は改正旅館業法の政省令事項ということでもあります。上のほうで改正法の概要を入れては、下が政省令の概要ということでございます。左側の「1. 感染防止対策への協力の求め」というものに関してでございますが、先ほど御説明した内容と重複しますが、特定感染症国内発生期間に限って、営業者は協力求めることができますし、宿泊しようとする者は、正当な理由がない限り、その協力の求めに応じなければならないというふうになっています。

協力の求めの内容は政省令で定めるとなっておりまして、その内容はその下の表を御覧いただきたいと思います。ここで縦に①から④と書いて、協力の求めの内容を書いておりますが、それについては横軸の、言わば宿泊者の状況に応じて求めることができる協力の内容が違ふということを書いております。まず、特定感染症の症状を呈する方とか特定接触者、言わば濃厚接触者のような方々については、①の医師の診断の結果の報告ということで、要は、これは医師の診断の結果、特定感染症の患者と診断されたかどうかということの報告ですとか、②の客室等での待機とか、そういったものも含めて協力の求めができるということでもあります。

一方で、一番右側の「他の宿泊者」と書いておりますものは、特定感染症の症状も呈していないですし、患者とかでもないという方ですが、そういった方々に対して①の医師の診断の結果とか②の待機のようなものまで、法律上の根拠をもって求めることはできないものの、③の体温の確認とか、④のところ。コロナとかであれば、マスクの着用を求めるとか消毒を求めるということもありました。そういったものを念頭に置いたものでございます。そういったものについて協力を求めることはできるとしては、

右側の「宿泊を拒否できる事由【カスタマーハラスメント】」と書いてあるものであります。この規定について省令でどういったものを定めるかということも議論いただいてまいりました。そういった部分につきましては、その下の表であります。内容面と方法面と分けてあります。内容面のところでありますが、「①宿泊料の減額その他のその内容の実現が容易でない事項の要求」ということであります。具体例としましては、不当な割引を繰り返し要求することを念頭に置いては、その下の方法面のほうにつきましては、具体例のところでも申し上げれば、従業者に対して長時間にわたり不当な要求を繰り返

すというようなことを念頭に置いたものです。

ここでそれぞれ障害者団体の方々からも一定懸念をお示しいただいていたところです。まず内容面のところで※1と書いていますが、要は、合理的な配慮の求めとかをしたときに、それがこのカスタマーハラスメント規定で宿泊拒否されてしまうのではないかというお話もありました。そういった部分を手当てするものが※1のことです。

※2ですが、言わば自閉症などの障害の特性によって外形的に乱暴な言動をしようとする場合にも、この拒否事由で拒否されてしまうのではないかと御懸念の声もあったわけですが、そこに対しても対応するのが※2です。

そのほか、一番下のところで書いていますように、宿泊者名簿の記載事項について、「職業」を削除して、「連絡先」を追加したところがございます。

14ページ目は営業者向けの指針案の概要ということでございます。左上の1つ目の丸がありますが、ここで協力の求めとか宿泊拒否事由の部分につきましては、人権にも関わるようなものでありますので、下線部にありますように、必要な最小限度においてのみ適用すべきということでございます。

3つ目の丸のところでございますが、感染症ごとに症状等が異なるということでもありますので、下線部のとおり、現時点では特定感染症に共通する内容を定めるということで書いているものであります。

15ページ目は事業譲渡に関してでありまして、一番上の「改正内容」の箱の中に書いているものについては、先ほど説明した内容とほぼ重複しておりますので割愛させていただきます。真ん中に例示してあります飲食店営業の事業譲渡の部分で御説明したいと思います。現状としましては、左側の絵のとおり、譲渡する側としましては保健所に対して廃業届を出しますし、譲り受ける側としましても、②の矢印のように許可申請とか手数料を支払うと。保健所側から譲り受ける者に対して申請審査とか許可があるということでございます。

改正後につきましては、譲渡する側としましては廃業届とかの提出は必要ありませんし、譲り受ける側としましても届出をすればよいということになるということでございます。ただ、届出の際には譲渡を証する書類が必要ですか、もろもろ留意事項がございますが、そういった部分につきましては参考資料6や7で通知もしくは事務連絡もつけております。そういった形で留意事項を書いているところでございます。

右下のほうで※印を入れておりますが、旅館業の譲受人には審査が行われるなど、各業法の種類によって取扱いが異なるということでございまして、その参考として参考資料8もつけております。

私からの御説明は以上でございます。

○芳賀分科会長 ありがとうございます。

本件は報告事項ではありますが、もし御質問がありましたら受け付けたいと思いますが、いかがでしょうか。大久保委員、お願いします。

○大久保委員 横浜市衛生研究所の大久保です。御説明ありがとうございました。

12ページ目にアンダーラインで書いてある窓口のことですが、都道府県等において窓口を設置することと書いてありますけれども、この「等」には政令指定都市は入るのだと思いますが、保健所設置市は入るのでしょうかということが1つの質問です。

もう一つ、この窓口は特定感染症国内発生時期と書いてあるのですが、2類感染症も特定感染症に入っていたような気がします、結核は2類なので、常に窓口を設置しておかなければいけないということになるのですけれども、それでよろしいのでしょうか。

○芳賀分科会長 ありがとうございます。

この点につきまして、事務局からお願いします。

○竹中生活衛生課長補佐 御質問ありがとうございます。事務局の竹中でございます。

1点目、「都道府県等」と書いてありますが、説明が十分でなくて申し訳ありませんでした。ここは保健所設置市も入るということで御理解いただければと思います。

もう一つ、結核についても御質問をいただきました。結核については13ページ目の政省令事項の資料の中にも書いておらず、恐縮ではありますが、法律の中でも既に結核も念頭に置きまして政省令に落としているのですが、特定感染症国内発生期間の規定の中で特例の規定を置いておりまして、結核につきましては、通常時とは異なる措置を講ずる必要がある期間に限って「特定感染症国内発生期間」というふうにするということで、それは政令の中で規定をしているところでございます。

私からの説明は以上です。

○大久保委員 どうもありがとうございました。よく分かりました。

○芳賀分科会長 ありがとうございます。

ほかにはよろしいでしょうか。

特にありませんね。ありがとうございました。

それでは、本日の議事は以上となります。

そのほか、事務局から何かありますでしょうか。

○羽鳥生活衛生課長補佐 本日は活発な御審議をいただき、誠にありがとうございました。いただいた御意見を踏まえ、振興指針の改正案について調整をさせていただければと思います。

なお、本日の議事録は、原稿ができ次第、各委員に送付・確認いただいた上で、厚生労働省ホームページにおいて公表させていただきたいと考えておりますので、併せてよろしくお願いいたします。

次回の開催日程は、令和6年1月11日（木）16時から18時を予定しております。

以上になります。

○芳賀分科会長 ありがとうございます。

以上をもちまして、第41回「厚生科学審議会生活衛生適正化分科会」を終了いたします。本日はお忙しいところ御参集いただきましてありがとうございました。